アクア日本語学院大阪　学則

第1章　総　則

（目的）

第1条　本学は、外国人に対する日本語教育を行い、日本での勉学および生活を通じ、日本社会のよき理解者の育成を行うとともに、自ら進路を切り拓くための実践的な言語能力と、日本社会の一員として多様な人々とつながり共生するための社会リテラシーを養う

（名称）

第2条　**本学は、アクア日本語学院大阪(英語表記：Aqua Japanese Language School Oska)という。**

（位置）

第3条　本学は、大阪府大阪市西淀川区歌島3丁目3-2に置く

第4条　本学は、その教育の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする

2　前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める

第2章　コース、修業期間、収容定員及び休業日

（コース・修業期間・収容定員）

第5条　本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする

第1部・第2部	コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備　　考
第1部（午前） 9:00～12:30	進学2年コース 1年6か月コース	2年 1年6か月	60名	3	4月生・・・40人 10月生・・・ 20人
第2部（午後） 13:30～17:00	進学2年コース 1年6か月コース	2年 1年6か月	40名	2	4月生・・・40人 10月生・・・ 0人
計			100名	5クラス	

ただし、第1部と第2部の定員数は変更する場合がある

（始期・終期等）

第6条　本学の進学2年コースは4月、進学1年6か月コースは10月に始まり、翌々年3月終わる

2　前項の期間を分けて、次の学期とする。

進学2年コース　：　4月入学の場合	（1）	1学年前期	4月1日から9月30日まで
	（2）	1学年後期	10月1日から翌年3月31日まで
	（3）	2学年前期	翌年4月1日から翌年9月30日まで
	（4）	2学年後期	翌年10月1日から翌々年3月31日まで
進学1年６か月コース ： 10月入学の場合	（1）	1学年後期	10月1日から翌年3月31日まで
	（2）	2学年前期	翌年4月1日から翌年9月30日まで
	（3）	2学年後期	翌年10月1日から翌々年3月31日まで

（休業日）

第7条　本学の休業日は、次のとおりとする

（1）　土曜日

（2）　日曜日

（3）　国民の祝日に関する法律で規定する休日

（4）　GW休業　（4月下旬頃から5月上旬頃まで）

（5）　夏季休業（7月下旬頃から8月中旬頃まで）

（6）　秋季休業（9月下旬頃から10月上旬頃まで）

（7）　冬季休業（12月下旬頃から1月上旬頃まで）

（8）　春季休業（3月中旬頃から4月上旬頃まで）

2　GW、夏季、秋季、冬季、春期の休業日は、前項の規定にかかわらず、校長の定めにより年間授業週数が40週を下回らないように変更することができる

3　教育上必要であり、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる

4　非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは、臨時に授業を行わないことができる

（授業の終始時刻）

第8条　授業の終始時刻は、校長が定める

第3章　教育課程、授業時数、学習の評価及び教職組織

（教育課程）

第9条　本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は45分とする

（1）コースデザイン

<table>
<tr><td></td><td></td><td colspan="4">1年目</td><td colspan="4">2年目</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>4月期</td><td>7月期</td><td>10月期</td><td>1月期</td><td>4月期</td><td>7月期</td><td>10月期</td><td>1月期</td><td>合計単位時間</td></tr>
<tr><td>進学2年コース</td><td>80週</td><td>初級(A1)</td><td>初中級(A2.1)</td><td rowspan="2">初中級(A2.2)</td><td>中級(B1.1)</td><td>中級(B1.2)</td><td>中上級(B2.1)</td><td>中上級(B2.1)</td><td>中上級(B2.2)</td><td>1536単位時間</td></tr>
<tr><td>進学1年6か月コース</td><td>60週</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1152単位時間</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>192単位時間</td><td>192単位時間</td><td>192単位時間</td><td>192単位時間</td><td>192単位時間</td><td>192単位時間</td><td>192単位時間</td><td>192単位時間</td><td></td></tr>
</table>

（2）授業内容

自律学習	長期的なキャリアの視点、学習を自ら管理する能力、授業外での日本語と接する機会の3つを段階的に導入し、卒業後も社会の中で自ら自ら学び続ける自律的学習態度を身に着けることができる。
総合日本語	日常生活の中で必要な基本的なことから、進学先で自分の専門分野が学べるようにやりとり(敬語を含む)読む・聞くの3つの技能を中心 に日本語運用能力を育成する。また、JLPTなど外部試験の対策も行う。
書く	個人情報の記入から、レポート作成まで多様な文章に触れ、構成から文章の書き方を学び、自分の伝えたいことを明瞭に書くことができる。
発表	自己紹介から自分の関心のある分野に関するプレゼンテーションなど広範囲の話題について明瞭で魅力的なプレゼンテーションができる。
文字語彙	基本的な漢字の学習からはじめ、自立した言語使用者として社会の中で使われている漢字や語彙を理解することができる。また、進学に必要な漢字や語彙などを学び自分自身で行動ができる。

（学習の評価）

第10条　学習の評価は、3か月ごとの期間で形成的評価・総括的評価を行い到達目標に達しているかを測る
各科目の評価方法は以下の通りとする

授業科目	評価方法	成績
自律学習	長期的なキャリアの視点、学習を自ら管理する能力、授業外での日本語と接する機会の3つを段階的に導入し、卒業後も社会の中で自ら学び続ける自律的学習態度を身に着けることができているかを、自己評価・ピア評価・担任評価・ポートフォリオを用いて評価する	成績評価はつけない
総合日本語	会話テスト・読解・聴解の習得度テスト・やりとり・読む・聞くの技能が到達目標に達しているか評価する また、課ごとに導入した文法テストで形成的評価を行う	A:80%以上 B:70%以上80%未満 C:60%以上70%未満 F:60%未満　（不合格） ※Fの学生については補習を行い、補習の最後に行う確認テストに合格すればDとして単位を認定する
書く	各課ごとの課題の評価、総括的なテストでの評価を行い、 書くの技能が当該レベルの到達目標に達しているかを評価する	
発表	各課ごとの課題の評価、総括的なテストでの評価を行い、 発表の技能が当該レベルの到達目標に達しているかを評価する	
文字語彙	課ごとの習得度テストで、総合日本語で学習した漢字や語彙の意味を理解し、運用できるか評価する 総合テストで、期間内に学習した漢字や語彙の意味を理解し、使用することができるか評価する	

（教職員組織）

第11条　本学に次の教職員を置く

（1）　校長　　1人以上
（2）　主任教員　　1人以上
（3）　教員　　4人以上（うち本務等教員2人以上）
（4）　事務統括責任者　　1人
（5）　生活指導担当者　　1人以上

2　前項のほか、必要な職員を置くことができる
3　校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する

第4章　入学、休学、転学、退学、卒業及び罰則

（入学資格）

第12条　本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする

（1）　12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
（2）　年齢が本学入学時に満18歳以上の者
（3）　4月入学者は日本語参照枠A1レベル相当、10月入学者はA2レベル以上とする
（4）　明確な留学目的、将来設計があり、大学、各種専修学校等への進学を目的とする者
（5）　信頼のおける保証人(経費支弁者)を有する者
（6）　心身ともに健康であり　留学を続けることが困難になり得る持病のない者
（7）　刺青（タトゥー）のない者
（8）　正当な手続きによって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
（9）　家族・親族を含めて過去に日本での不法滞在、犯罪等による処分者がいない者
（10）　過去２年以内に技能実習生として来日していない者

（入学時期）

第13条　本学への入学は年2回とし、その時期は4月、10月とする

（入学手続）

第14条　本学の入学手続きは、次のとおりとする

（1）　本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める選考料を添えて、指定期日までに出願しなければならない

（2）　前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する

（3）　本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない

（休学・復学）

第15条　生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、7日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない

2　休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる

（転学）

第16条　転学を希望する場合は、正当な理由ある時のみ校長が許可する

（退学）

第17条　退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない

（修了・卒業の認定）

第18条　教務主任は、3か月毎に教育課程で定められた各授業科目について第10条に定める学習の評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する

2　校長は、全期間の80%以上に出席し、かつ本学所定のすべての科目の認定を受けた者に対して、課程の修了を認定する。なお、上記の要件を満たさない場合であっても、在籍は認められ、満期での在籍終了となる

3　校長は、本学所定の課程を修了した者に対し、卒業証書を授与する

（褒賞）

第19条　校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる

（懲戒処分）

第20条　生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる

2　懲戒処分の種類は、訓告、停学及び除籍の3種とする

3　前項の除籍は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うものとする

（1）　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2）　学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

（3）　正当な理由なく半期ごとの出席率が8割を満たない者

（4）　学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

（5）　学内外で重大な規律違反があった者

（6）　正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納した者

（7）　長期にわたり連絡がとれない者

第5章　生徒納付金

（生徒納付金）

第21条　本学のコース別生徒納付金は、次のとおりとする

進学2年コース

（1）	選　考　料	30,000円
（2）	入　学　金	70,000円
（3）	授　業　料	1,260,000円
（4）	教　材　費	60,000円
（5）	施　設　費	30,000円
（6）	課外活動費	40,000円
（7）	保　険　料	10,000円
（8）	健康管理費	4,000円
（9）	消　費　税	150,400円
	総　　額	1,654,400円

進学1年6か月コース

（1）	選　考　料	30,000円
（2）	入　学　金	70,000円
（3）	授　業　料	945,000円
（4）	教　材　費	45,000円
（5）	施　設　費	22,500円
（6）	課外活動費	30,000円
（7）	保　険　料	10,000円
（8）	健康管理費	3,000円
（9）	消　費　税	115,550円
	総　　額	1,271,050円

（納入）

第22条　生徒は、授業料を所定の期日までに納入しなければならない

2　特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することができる

3　特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、分割納入することができる

（滞納）

第23条　生徒が、正当な理由なく、かつ所定の手続を行わずに、授業料を1か月以上滞納した場合には、校長は当該生徒に対して除籍を命ずることができる

（生徒納付金の返還）

第24条　生徒納付金は原則として返還しない

2　第1項の規定にかかわらず、入学金は在留資格認定証明書が発給されなかった場合に限り、返還する

3　第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により入学辞退あるいは校長に所定の届出をした上で退学する場合は、別途定める規定により返還する

第6章　雑　則

（寄宿舎）

第25条　　寄宿舎の利用は当校に在籍する学生で、所定の手続きを経て入居が認められた者に限る

2　寄宿舎を利用する者は入居時に誓約事項を確認の上、それを遵守すること

3　寄宿舎内の施設は、他の利用者と譲り合って使用し、使用後は清掃を行うこと

4　規則違反があった場合、警告または退去処分となることがある

5　退去時は所定の手続きを行い、部屋の清掃と鍵の返却をすること

6　その他詳細は入学案内（募集要項）並びに機関案内の「学生寮について」を参照すること

（健康診断）

第26条　　健康診断は毎年一回、身長及び体重、栄養状態、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽いん頭疾患及び皮膚疾患の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、その他の疾病及び異常の有無を実施

（細則）

第27条　　この学則の施行についての細則は、校長が別に定める

附　則

この学則は、令和9年4月1日から施行する